

本願寺顕如「讓状」と筆跡・花押——偽文書考——

上場 顕雄

はじめに

顕如は、本願寺十一代として、天文二十三年（一五五四・十二歳）八月から文禄元年（一五九二）十一月に五十歳で没するまで在位した。その期間、末寺・門徒に裏書をして絵像本尊や本願寺歴代の影像などを下付授与した。また、いわゆる石山合戦において織田信長勢とおよそ十年間にわたって戦い、それに関する多くの文書を署名・花押を付して発給している。

さて、本稿で問題とするのは、天正十五年（一五八七）十二月六日付の「阿茶かたへ」宛の顕如（光佐）讓状である。

この讓状は偽文書であると辻善之助氏が昭和二十九年（一九五四）に発表し^①、それ以来、研究史においては偽文書説がほぼ踏襲されてきた。

昭和三十八年（一九六三）の赤松俊秀・笠原一男編『真宗史概説』においても「今残された讓状を厳密に批判する時、その偽作であることはいうまでもない」と記している^②。その根拠は明確に示されていないが、おそらく、辻氏の説を基本として断言したと思われる。

そもそも、この讓状の真偽をめぐっては、本願寺東西分立後、江戸時代を通じて論争されてきた。たとえば、東本願寺系の『破似状記』や『翻迷集』などは当然偽作説であり、西本願寺系の『表裏問答』・『金鑰記』などは真作説である。双方とも感情的側面があるが、偽作説では説得力のある内容も記述している^③。

ところで、平成二十九年（二〇一七）、金龍静氏が「顕如讓状考」と題する論考を発表し、同状の真偽を検討し、これを真本と断定した^④。

これに対して、本稿では、讓状の文字や花押を中心に偽作であること

をあらためて問題提起し、それを補強する周辺の状況を提示することを試みたい。筆者はすでに讓状は偽文書であると論じたが、⁵⁾ここでは、如春尼が秀吉に讓状を提示した前後の歴史的状況・背景を中心に記述したので、ここではあらためて文書そのものを検討も含めて試考を提示したい。

一 本願寺顯如「讓状」の真偽をめぐって

— 金龍氏による真本説とそれへの批判的問題提起 —

金龍氏の讓状真本説は、先述の辻氏の偽文書説を逐一史料批判した上の結論である。金龍氏は顯如自筆史料の文字の特色などと比較検証しているが、こうした古文書の真偽判別をめぐる金龍氏の手法が正当であることは言うまでもない。

金龍氏の所説について、その要点を列挙しながら、それに筆者の問題提起を試みたい。

まず、顯如特有の字体・筆跡の癖が讓状の文字にみられることを金龍氏は指摘した。聖徳太子絵像（大阪市平野区光永寺蔵）にある天正十六年（一五八八）十一月裏書の文字や顯如書状（石川県照円寺蔵）の文字から「可」の顯如の崩しは「丁」という形になっており、讓状と一致する特色であるとされる。また、「大」や「天」のアシも同じ撥ね方でも一致するとされた。⁶⁾

しかし、顯如の「可」は必ずしも「丁」ではなく、同じ文書中でも「可」や片仮名の「マ」と併用している文書もある。⁷⁾勝興寺宛「顯如書状」二通はともに「可」は「丁」と「マ」を併用して記している。⁸⁾同じ文書中でも顯如はそれを併用していることが判明する。したがって、讓状にある「丁」が記してあることによって、必ずしも顯如筆とは限らない。

ところで、小山正文氏が「天正十五年の顯如版『五帖御文』」と題する論考を発表し、そこで御文各帖の題跋や巻尾を写真版で紹介された。⁹⁾同文書は讓状と同年時であり、五か月余前の七月十七日付である。二帖目の顯如筆題跋の「可」はすべて「マ」であり、三帖の巻尾の「可」は金龍氏が指摘するように「丁」で記している。同四帖目の巻尾は「マ」、題跋は「マ」と「丁」を併用している。また、讓状にある「天」と「大」のアシの撥ね方は、他の顯如筆と合致すると金龍氏は指摘しているが、『顯如上人余芳』（九七頁）所収の顯如書状、小山氏紹介の「たつの市・光善寺」蔵の顯如筆題跋は「天」のアシの撥ね方が右横方向と下へおさえる撥ね方と二通りあることに気づく。「大」は「大事」の文言でも下におさえている。顯如は「也」を文字通り漢字の「也」とひら仮名の「や」を併用している。

金龍氏が指摘するように「先」は顯如の各文書の字体と確かに合致する。讓状にある顯如の字体癖の一字をとりあげて、顯如真筆と断定するには困難な点がある。同文字を二通りに併用しているのが顯如筆の特

色である。また、一字を顕如筆から他者がまねることは可能なのではないだろうか。

讓状にある「代」や「也」の筆勢については、他の顕如文書と比較しても弱いと言わざるをえないと考える。顕如は天正十四年（一五八六）十一月頃から病気で十津川や有馬に湯治に赴いている。翌年一月には「腹中」を煩っており六月頃に回復したとされる。したがって、讓状を記した時期は病み上がりの状態であり、筆致・筆勢が弱かったと金龍氏は論及し、辻説を批判する。

しかし、先述の小山氏紹介の天正十五年（一五八七）七月十七日付の顕如筆題跋をみれば、「能」や「決定」・「愚鈍」のくずしや筆勢は病あがりとは思えないほどの撥ね方である。讓状の年時より五か月程早い病氣回復の間もない時期である。金龍氏は今回の論考の補記に、小山氏に御文題跋を見せていただいたが、論文完成後であったため検討利用できなかったと記している。金龍氏による讓状と題跋の双方の字体・筆勢などの比較検討に関する見解の提示を待ちたい。

小山氏は御文第一帖目の顕如筆の題跋にある文字と讓状にある文字で、両者に共通・登場する同文字を丁寧¹⁰に提示している。その題跋に記された「此」・「為」・「代」・「事」の各字は、讓状にある同文字と比較検討すると異なっていることが明らかである。特に「事」は讓状では上から二段目の横線が一本足らないで書かれている。同一人物が同時期に同じ文字で横線を入れることを忘れることはあるまい。ただし、天正十七年以

降は讓状と同じ「事」がある。また、「可」と「書」は双方文書で近似している。しかし、「書」の最後の「日」の部分は讓状にあるのは、他にない事例・筆跡であり、顕如筆とは言えないであろう。

したがって、讓状にある各文字数点は天正十五年七月の顕如筆題跋の文字と合致しない筆跡であり、偽文書と考えるのが妥当ではないだろうか。

一方、金龍氏は、辻氏が讓状における使用文言で「天正十五曆」の「曆」が異例としたことに反論し、顕如文書中に「曆首之祝儀」など使用例が三例あると指摘した。

筆者は、辻氏が異例としたのは各歴代讓状における年号の文字と推察していた。そこで、各歴代の讓状の年月日の文言表記を列挙してみる¹¹。

- ・ 覚如讓状（善如宛）「曆応式歲己卯」
- ・ 善如讓状（綽如宛）「応安八年乙卯」
- ・ 綽如讓状（巧如宛）「至徳改元」
- ・ 巧如讓状（存如宛）「永享八年丙申」
- ・ 蓮如讓状（実如宛）「応仁二年戊子」
- ・ 実如讓状（証如宛）「正月十日」（年号なし）

いずれの讓状も年号は「年」か「歳」である。「曆」を記した讓状は顕如以前にはない。顕如の「阿茶」への讓状のみが「曆」と記していることが判明する。なぜ従前の讓状にある「年」や「歳」を用いず「曆」と記したのだろうか。あえて「曆」と記した理由は特になかったかもし

れない。また、「暦首之祝儀」の暦は年代よりも季節やこよみを表現する意味で使用しているのではないかと考える。

顕如讓状の文言で「先年雖書之」とある。これについて金龍氏は、石山合戦が終結する天正八年（一五八〇）閏三月より本能寺の変後の同十年（一五八二）六月まで、教如が顕如に義絶されており、これに代わる後継予定者の選定が不可欠であった、という。この「先年」とは、この教如義絶期間に阿茶（准如）宛に顕如が讓状を書いた、と氏は論じる。教如を義絶した顕如にとって、誰を後継者にするかは当然考えたであろう。この点についての金龍氏の指摘は妥当と考えられる。

ただし、この期間、准如は四歳から六歳である。顕如次男の顕尊はすでに永禄十一年（一五六八）興正寺証秀の後住として興正寺住職を継職しているため、幼少であっても教如に代わる後継者は准如と考えたのであろうか。この「先年」に書いたという讓状は現存しない。あったとするならばそれは誰が所持していたのだろうか。おそらく、幼少の准如（阿茶）ではなく、如春尼であろう。それを如春尼は紛失したのだろうか。

一方で、もしかすると、教如宛の顕如讓状を教如が所持していたかもしれないと考え、その危惧から、あえて「先年雖書之」の文言を入れたということもあり得るかもしれない。

二 本願寺顕如の花押について

次に花押について検討したい。顕如讓状の花押部分についてその拡大写真を図版1（本論文末尾）に掲げる。この花押のイとロとの間が他の顕如花押と比較して狭く短いと、以前から筆者は感じていた。もちろん、花押を記す人物の年代によって若干変化することはある。逆に花押によって署名者や文書の年代をおよそ判別できる場合もある。

顕如讓状の花押について、金龍氏は天正後期の顕如通例の花押型であるとし、讓状真本説の根拠の一つにしている。氏は天正十七年（一五八九）五月二十三日付の光永寺蔵（大阪市）顕如識花押を提示して論じている。

そこで、筆者は金龍氏が提示した天正十七年の花押と、顕如讓状の花押とをパソコン上の画像処理で重ねてみた。それが図版2の写真である。明らかに讓状花押の横線・最後のおさえと考えられる箇所は上にズレている（口絵の赤線が讓状）。

そのズレは少しではない。一見するのみで、顕如自身が記したとは考えにくい程、讓状の横線ははっきりとかがえる。全体の卵型の丸みは、双方花押は重なっている。顕如花押の筆順を特定するのは難しいのであるが、おそらく、筆順最後で、筆写した人物が手の甲を上から下へと返したのではないだろうか。つまり、手の甲を上にして筆写する中で、最後に甲を下にしたため、おさえの横線が上にあがったと推測できる（小

谷利明氏教示)。あくまでも可能性であるが、讓状花押のみが横線が上になっており、明らかに不自然であることを示しておきたい。

小山氏が紹介した御文題跋にある顕如花押も同様に、讓状花押とを重ねてみた(図版3)。同年時の花押であるが、やはり讓状の横線は上にあがっている。口絵に提示したように、讓状の花押の各横線は題跋花押と比較すると、すべて上方に記されズレていることが判明しよう。一部の個所の若干のズレではない。花押最後の横線について、讓状は御文題跋よりズレが大きいことに気づく。同じ天正十五年の年時を示す讓状と御文題跋の花押がズレていることは、讓状が顕如自身ではなく別人が書写したため、全体にズレが生じたと考えてよいだろう。

花押は書判であり、記す人物の年齢・年代によって若干変化するのはいうまでもない。すなわち、書きくせは若年と老年のそれぞれを比較して変わってくることもまた確かである。図版4は天正八年(一五八〇)に奈良門徒に宛てた顕如書状の花押と讓状の花押を重ね合わせたものである。なお、小泉義博氏は、教如花押が、天正八年の同年でも月日によって変化していることを詳細に提示、論及している¹²⁾。顕如ではなく教如のことではあるが、参考になるだろう。

三 当該期における教如・准如の動向

ここまで、顕如讓状の文字・文言・花押などを検討し、それが偽文書

本願寺顕如「讓状」と筆跡・花押

であることを試考してきた。最後に、顕如讓状が年時として示す天正十五年(一五八七)以降、顕如が死去する文禄元年(一五九二)頃までの教如と准如の動向について考えたい。

准如は天正十九年(一五九二)二月、天満本願寺において、十五歳で得度した。同年八月の「斎相伴衆書付」に「光寿・佐超・光昭・佐順(中略)光遍寺不参也¹³⁾」と記されていることを金龍氏は紹介し、後継予定者に限って諱に光を冠する決まりになっているのに、この段階で光寿・光昭の二人が設定されているという興味深い指摘がなされた。これについて筆者は十分な論及ができないが、准如はすでに越前本行寺を与えられ「本行寺殿」と称していたものの、同十六年(一五八八)に本行寺の名を改め、「御兒御所」と称したと関係しているのかもしれないと推測する。あるいは、准如が得度した六か月後に本願寺は天満から京都へ移転しており、それに関する混乱が背景にあったかもしれない。

『貝塚御座所日記』天正十二年(一五八四)四月七日条に如春尼と教如とが「お忍び」で宇治見物へ行った記事がある。

上様(かみさま)、新門様瀬多宇治辺、為御見物御忍にて御他出、新門様ハ京都ヲ此次ニ御見物¹⁴⁾

母子は貝塚から京都宇治まで旅に出たのである。この時期は准如八歳で貝塚におり、翌年本願寺が天満へ移転した際、同じ船に乗っていることから確かであろう。如春尼はこの宇治へは准如を同行していない。

前述した顕如讓状にある「先年雖書之」が教如義絶時代に記されたも

のであるならば、それを承知して所持したと考えられる如春尼が廃嫡する教如と旅に出ることをどのように考えたらいのだろうか。ちなみに、この頃、教如は天満への移転を千利休に働きかけていた。¹⁵⁾

如春尼と教如との関係で注目すべき点がある。文禄元年（一五九二）十一月二十四日に顕如は死去するが、その翌日、如春尼は剃髪した。これについて江戸時代初期に記された『西光寺古記』は次のように伝えている。

北上様（如春）御頭ををろさせられ候、新門様御剃刀をあてまいらせられ候、興門様、理門様御かい錯也、光永寺そり被申候¹⁶⁾

剃刀をあてたのは教如であり、興正寺顕尊と准如が介錯をし、つまり三人の子息がこれを執行したということである。そして御堂衆の光永寺明春が「そり申され候」とある。天正十五年付の准如に宛てた顕如讓状があったとするならば、その五年後に如春尼は准如ではなく教如の主導で剃髪を受けたことになる。讓状を所持して顕如死去翌日に教如に剃髪を受ける如春尼の心境をどう解釈、理解すればよいのだろうか。讓状がその時点で記されていなかったと考えれば簡単であろう。

一方、江戸時代末期の記録であるが、『大谷嫡流実記』¹⁷⁾は次のように記している。

文禄元王辰十一月顕如上人御遷化ノ後、御嫡子御門跡教如上人御戒師トシテ剃髪セラル、教如ノ二字ヲ受ケ給ヒ院号ヲ教光院、法名ヲ如春尼ト云

教如を「戒師」として、院号に教如の「教」を、法名に教如の「如」を如春尼は授与され「教光院如春尼」と名のつたと伝えている。母子の信頼関係がうかがえる。如春尼が准如への顕如讓状を所持していれば、このような剃髪式は行なわなかっただろう。こうした状況以降に、顕如讓状が作成されたと考えるのが妥当ではないだろうか。

顕如は、死去した翌月に七条河原で茶毘に付され、還骨勤行の導師は当然のように教如が行った。そして、十二月十二日付で秀吉は「本願寺新門跡」宛に「其方総領儀候間、有相続¹⁸⁾」という内容の朱印状を送っている。「新門跡」すなわち教如に継職を命じたのである。その上で「其方之屋形へ理光院うつし、北の御かた相副、一所ニ有之而可然候哉」と、「理光院」（准如）と「北の御かた」（如春尼）を教如がいた「屋形」へ移るように、いわば隠居を命じたのである。秀吉はこの朱印状を朝鮮出兵のため在陣していた肥前名護屋から出している。

翌文禄二年（一五九三）八月、秀吉は名護屋から大坂へ帰り、有馬へ湯治に赴いた。そこで如春尼は秀吉に面会し、准如への「顕如讓状」を提示したのである。隠居中の如春尼を動かし、その面会を仲介した人物がいたと考えられる。

秀吉は同年閏九月十六日、大坂城に関係者を呼び査問することとした。本願寺関係者は教如・准如・如春尼・下間頼廉・仲之・頼純・丸山内匠・粟津右近らである。そこで秀吉は十一か条の覚書・詰問状を提示した。その主な内容は①教如の側室などの女性問題、②准如への讓状があるこ

と、③教如が十年間継職し、その後准如に譲ること、④讓職後の教如に三千石を支給すること、等々である。査問役は施薬院全宗・長束正家・木下吉徳らで石田三成の配下・側近らである。

秀吉の提示した覚書、特に讓状の存在に疑問をもった本願寺坊官の間頼廉は秀吉側に抗議した。事態は紛糾し、秀吉は激怒し、教如の即時辞職、准如の継職を命じた。辞職を命じられた教如は翌日「辞職納得書」を出し、翌十月に関白秀次は准如継職の証状を交付した。この時、教如三十六歳、准如十七歳であった。

頭如讓状が、自筆の真本ならば、天正十五年に作成された讓状の存在を、下間頼廉らは五年間、知らなかったことになり、その点も含めて秀吉に抗議したことになるのであろう。なぜ、如春尼は頼廉ら重臣たちに讓状の存在を秘密にして、頭如死去後、一年程経て秀吉に直接提示したのだろうか。しかも、その間、如春尼は三人の子息によって剃髪している。その整合性に疑問が生じよう。

逆に、讓状が偽文書で教如継職後、内密に作成されたとするならば、頼廉の抗議も首肯できよう。また、査問に出席していた教如は沈黙していたといわれる。教如は讓状が偽文書と承知し、「反教如」のグループによって設定された査問と認識していた可能性がある。それは教如が継職した後、頭如に折檻されていた下間頼龍ら自身の側近家臣を召し出し、「反教如家臣を追いやって」「教如体制」を築いていったことと関係しているよう。すなわち、家臣間の対立である。

本願寺頭如「讓状」と筆跡・花押

一方、石田三成は天正十九年（一五九一）一月、秀長が死去し、同年二月利休が自害して以降、秀吉政権の中枢の位置を占めていた。三成は利休と親密であった教如に反感をもっていた経緯があった。教如が継職したことに対し、政権内部に三成を中心に、教如を廃除せんとする策謀を練っていたと考えられる。教如に排斥された家臣、教如側室の教寿院に不快感をもっていた如春尼、政権内に教如失脚を企図するグループで一致した結果が讓状作成になったと推考する。

まったくの推測であるが、査問で秀吉に抗議した下間頼廉は如春尼と通じていて、教如とは一線を画していた可能性も考えられる。江戸時代にこの問題を記す東本願寺系の諸書は、頼廉を如春尼と近く彼女の意向を代弁する人物として著述している。つまり、査問での頼廉は如春尼の意向を承知の上、いわば「腹芸」・「芝居」をしたのではないかと疑えないだろうか。反教如家臣・如春尼らは政権内部とも通じて、秀吉が激怒、教如廃嫡が設定された査問の可能性を提示しておきたい。

なお、『破似状記^⑤』は讓状を記したのは医師手塚了雲の子・手塚彦次郎と具体的名前を記し、如春尼は彼を取り立てたと記している。その人物像は不明であるが、付記しておく。

おわりに

以上、阿茶宛の頭如讓状の真偽に関して、その筆跡、花押、如春尼・

教如・准如の教団動向、あるいは当時の政権の背景などを検討してきた。それは、小山正文氏・金龍静氏の近時発表の論文に触発されたからである。また、金龍氏の論文が所収された論集の編者である稲葉伸道氏がその序文で、「讓状の真偽は東西本願寺の始原に関わる問題であるため議論を呼ぶことであろう」と記されている。筆者はこうした問題提起をうけ、さっそく議論に加わった次第である。

金龍氏の讓状真本説に反論する形式で、筆者は偽文書説を再提示した。今後、より客観的に多視的に議論・検証されることを期待し擱筆したい。

注

- (1) 辻善之助氏『日本仏教史』近世篇之一（岩波書店、一九五四年）。
- (2) 赤松俊秀・笠原一男編『真宗史概説』（平楽寺書店、一九六三年）。
- (3) 『大系真宗史史料』文書記録編14東西分派（担当上場顕雄、法蔵館、二〇一六年）。
- (4) 金龍静氏「顕如讓状考」（稲葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』法蔵館、二〇一七年五月）。ただし、金龍氏はすでに平成二十六（二〇一四）年にはこの説を提起している（『京都新聞』二〇一四年六月十七日付）。
- (5) 拙稿「教如伝をめぐる」（前掲註（3）解説）。
- (6) 前掲註（4）金龍氏論文。
- (7) 本願寺史料研究所編『図録顕如上人余芳』（浄土真宗本願寺派、一九九〇年）九七頁・一〇二頁に掲載されている各顕如書状。
- (8) 土井了宗・金龍教英編著『目でみる越中真宗史』（桂書房、一九九一年）所収一〇九号・一一一号文書。また、岫順史編『雲龍山勝興寺文書集』（桂書房、一九八三年）には顕如書状が二五通所収されている。それら各書状の「可」に注視しても、「丁」と「マ」が併用され

ていることに気づく。

- (9) 『同朋大学佛教文化研究所紀要』第三十六号（二〇一七年三月）。小山氏は同論文で紹介の各写真版について「顕如自筆の新出史料」として忽諸できないと論述されている（六頁）。筆者も氏の見解に同意する。

題跋の顕如の各花押は卵型のふくらみで若干のズレがあるが、文言の筆跡、署名・花押ともに顕如自筆と考えてよい。

- (10) 前掲註（9）小山論文。
- (11) 図録『本願寺展』（朝日新聞社、二〇〇八年）。
- (12) 小泉義博氏『本願寺教如の研究上』（法蔵館、二〇〇四年）。
- (13) 前掲註（4）金龍氏論文。
- (14) 『貝塚御座所日記』（前掲註（3）所収）。
- (15) 拙著『増補改訂近世真宗教団と都市寺院』（法蔵館、二〇一三年）第一章「本願寺東西分派史論」。
- (16) 西光寺祐俊『西光寺古記』（『本願寺史料集成』所収）。
- (17) 神田寿海『大谷嫡流実記』（『真宗史料集成』第七卷、同朋舎）。
- (18) 千葉乗隆・北西弘編『本願寺文書』所収（柏書房、一九七六年）。
- (19) 前掲註（3）史料集。
- (20) 前掲註（4）論集。

〈補記〉

平成二十九年（二〇一七）十一月の西本願寺日曜講演で金龍静氏が「顕如上人とその時代」と題して「讓状」についても話されたと伝え聞くが、筆者は拝聴できずレジメを頂戴した。

図版1 顕如讓狀 年次(天正十五年)・花押部分 (典拠：注11図録『本願寺展』)



〔花押の画像処理比較〕
図版2



赤色(線) …… 顕如讓狀の花押部分
黒色(線) …… (天正十七年) 光永寺藏顕如書狀の花押部分 (典拠：注4金龍氏論文)

図版3



赤色(線) …… 顕如讓狀の花押部分
黒色(線) …… (天正十五年) 本證寺林松院文庫蔵『五帖御文』題跋花押 (典拠：注9小山氏論文)

図版4



赤色(線) …… 顕如讓狀の花押部分
黒色(線) …… 奈良門徒宛顕如書狀(天正八年)の花押部分 (典拠：『顕如上人余芳』本願寺出版社、一九九〇年)

本願寺顕如「讓狀」と筆跡・花押